

## 第7章 整備

### 第1節 方向性

整備の基本方針（「第3章 大綱・基本方針」を参照）に基づき、整備の方向性を以下に示す。

- ・ 史跡の整備を着実に進めるために、「史跡犬山城跡整備計画」を策定する。
- ・ 国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡を後世に確実に継承していくため、天守及び本質的価値を構成する諸要素の保存管理方法、地区別の保存管理方針に基づき、調査研究の成果を踏まえた適切な整備を行う。
- ・ 調査・研究等の成果により史跡の本質的価値を明らかにした上で遺構の顕在化に努め、遺構の視認性を確保するための整備を進める。
- ・ 史跡犬山城跡の往時の姿を正確に伝えるため、失われた建造物や石垣、堀、土塁等の調査・研究を進め、史実に基づく復元整備の検討を行う。
- ・ 国宝犬山城天守及び史跡犬山城跡の歴史的景観を損ねることなく、来訪者の安全性・快適性に配慮した整備を進める。

### 第2節 整備の現状と課題

#### 1 保存のための整備

##### (1) 現状

史跡指定地内ではこれまで発掘調査等がほとんど行われておらず、遺構の残存状況が把握されていない状況である。

城山に現存する地上遺構としての石垣については、犬山城総合調査の中で目視による調査が行われ、平成30年度には石垣カルテの作成に着手して石垣の分布状況、残存状況、石材、石積手法及び破損状況等を確認している。

建物跡や土塁等の遺構については、わずかに試掘調査が行われた程度で、現状の全体的把握には至っておらず、遺構の修理や文化財としての整備も実施されていない状況である。

また、大手道を介して各曲輪へ連絡する犬山城の特徴的な城郭構造は、神社の遷座に伴い曲輪形状が一部改変されているが、全体的に旧態をよく維持している。

植生については、名勝木曾川の保護強化地区（B地区）に指定されており、これまで名勝としての景観保全と来訪者への安全対策として枯損木処理を目的とした剪定、伐採、枝打ち等が行われている。平成27年度に実施された樹木調査により、石垣等の遺構の倒壊、緩み、孕み等の直接的な要因になり得ると考えられる支障木が特定されているが、対応は一部に留まっている。また、令和元年度から2年度にかけて、史跡指定地内全域において樹木調査を実施しており、新たに遺構や眺望等に影響を及ぼす恐れのある樹木等を特定し、適切な管理方法等の検討を行っている（「第4章 第4節 植生管理」参照）。

天守については、昭和36年（1961）から昭和40年にかけて実施された昭和期の解体修理から約50年を経て、各所に経年劣化が進んだため、平成21年より天守の劣化状況調査と耐震診断を実施し、平成22年2月10日の犬山城修理委員会で大規模な根本修理は不要であること、

外壁の亀裂、漆喰塗の剥落や汚損等については、小修理や部分修理で対応可能であることを報告した。また、天守は一部構造的に弱い部分があるが、大地震時にも倒壊しない耐震性を有するため、比較的軽微な補強で済むこともわかり、そうした結果を考慮して、平成30年から令和元年の2箇年で、「国宝犬山城天守建造物保存修理事業」を実施している。

## (2) 課題

史跡指定地内では、天守を除き遺構の保存や修復等を目的とした整備はほとんど実施されておらず、発掘調査が実施された箇所も一部に限られているため、遺構等の残存状況が把握できていない状況である。したがって、保存のための整備を進めるに当たっては、発掘調査や史料調査等を実施した上で現況把握を行い、適切な修復整備等を実施する必要がある。

石垣については引き続き石垣カルテの作成を進め、定期的な現状把握及び計画的な修復整備等を実施していく必要がある。

特徴的な城郭構造をよく留めている縄張り及びその縄張りを構成する土塁、堀跡、切岸等については、発掘調査や史料調査の成果に基づき、現状を維持するための修復整備を実施し、来訪者への安全性及び歴史的景観の保全に配慮した整備を進める必要がある。

植生の整備については、樹木調査の成果を基に策定した植生管理方法（「第4章 第4節 植生管理」参照）を遵守した整備を実施し、計画的な伐採管理、日常管理及び維持管理に努める必要がある。

天守については、これまでの調査に基づく保存修理事業等により、現在良好な状態に保たれており、当面は大規模な根本修理の必要はないものとしている。

ただし、天守の構造上、立地上起こり得る雨漏りや、来訪者の増加に伴う階段のすり減り等の課題に対しては常に対応が必要であるため、今後は管理体制を整え、天守とその周囲環境の維持管理に努める必要がある。

## 2 活用のための整備

### (1) 遺構等の公開整備

#### ア 現状

これまで遺構等の公開を目的とした整備は行われておらず、一般公開されている範囲から遺構の一部が確認できる状況である。

公開状況については、「第6章 第2節 1(2) 遺構等の公開状況」で示したとおりである。

#### イ 課題

##### (ア) 石垣、堀、土塁、切岸等

- ・ 一般公開範囲から視認し難い状況となっている遺構について、視認性を確保するための整備を行う必要がある。
- ・ 城山外縁地区の堀、土塁、切岸等の遺構については、全貌が把握できるよう、顕在化を図ったうえで、遺構の視認性を確保するための整備を行う必要がある。

##### (イ) 礎石・地下遺構等

- ・ 門跡の礎石及び地下遺構等は、遺構の残存状況が把握されていないものが多いため、発掘調査等により史実の解明を行った上で、公開整備を行う必要がある。

**(2) 復元整備の状況**

## ア 現状

## (ア) 建造物の復元整備状況

史跡指定地内には、史実に基づいて復元（復元的整備を含む）された建造物はないが、廃城後に払い下げられ史跡指定地外に移築された門・櫓等が存在している（表 2.5 「犬山城門・櫓一覧」参照）。

## (イ) 石垣、堀、道跡等の復元整備状況

石垣については、近代以降に付加された練石積等が点在しているが、いずれも史実に基づいて復元されたものではなく、地形の改変等に伴って築造されたものである。

堀跡、道跡等についても、史実に基づいて復元されたものは存在していない。

## イ 課題

## (ア) 建造物の復元整備における課題

廃城前の建造物の図面、古写真等、現存する資料が限られているため、移築され、現存する建造物を除いて、史実に基づいた復元整備を行うことは困難な状況である。

また、礎石が確認されている建造物は一部に限られており、正確な原位置での復元整備を行うためには、史料調査及び発掘調査等を実施し、礎石の残存状況を確認する必要がある。

## (イ) 石垣、堀、道跡等の復元整備における課題

史跡指定地内及び追加指定候補地においては、発掘調査が実施された場所が一部に限られているため、遺構の残存状況が把握されていないものが多い。

復元整備の検討にあたっては、史料調査及び発掘調査等を実施し、遺構の残存状況を確認する必要がある。

**(3) 天守の整備状況**

## ア 現状

## (ア) 天守の正面外観

天守の正面に仮設のテント屋根が設置されている。テント屋根は来訪者の靴脱ぎ場として設置され、そこにスリッパ・ビニールを入れる箱、傘立て、すのこを用意している。



図 7.1 天守正面のテント屋根



図 7.2 テント屋根上部

## (イ)電気設備

天守内に昭和期の解体修理時に設置された電灯設備がある。また、一階から四階まではコンセントも設置されている。二階の武具の間の棚には展示用の蛍光灯とコンセントを設置している。

また、天守の夜間ライトアップ用の投光器が、本丸地区に4基、城山外縁地区に1基設置されている。



図 7.3 天守内の照明



図 7.4 写真展示の照明（二階武具の間）

## イ 課題

## (ア)天守の正面外観

天守正面のテント屋根は来訪者の便益性確保の観点から設置されたが、天守の正面外観を損ねている。また、テント屋根と庇に接するところに落ち葉が溜まりやすく、保存の観点からも好ましくない状況にある。そのため、犬山城修理委員会において、テントについて何らかの改善が必要という指摘があった。

## (イ)電気設備の更新

現在の電気設備は昭和の解体修理時に設置したものであり、安全性の面から見て更新の必要がある。また、将来の展示内容の更新を考えて、現在の電気容量と照明仕様では対応しきれない可能性がある。さらに現在は、天守外部のライトアップを実施しているが、ライトアップの照明器具も昭和の解体修理時に設置したものである。天守の内部、外部ともに、より効果的なライトアップ方法の検討が必要である。

## (4) 諸施設の整備状況

## ア 現状

## (ア)案内施設

史跡指定地内に存在する説明板及び案内板の設置状況は、以下のとおりである。

表 7.1 説明版・案内板

種別	設置状況	写真	
全体説明板	<p>犬山城の歴史や城郭の構造、建造物等の概要等を示した説明板が各所に設置されている。</p>		
遺構説明板	<p>門跡や櫓跡が残る箇所については、遺構の付近に説明板が設置されており、各遺構等の説明が記載されている。説明板のデザインが統一されており、各遺構に大手道沿いの中門跡付近に建つ犬山城説明板と連動した一連の番号が付されているため、分かり易い表示となっている。</p>		
その他の説明板	<p>石碑等の付近には説明板が設置されており、それぞれの説明が記載されている。デザインの統一化が図られている。</p>		
案内板	<p>指定地内には城山全体を表示し、現在地を示すような案内板は設置されていない。本丸付近に観光マップを設置している他、犬山丸ノ内緑地に周辺の観光施設を示した案内板が設置されている。</p>		

注意看板	火気厳禁、禁煙、ペット入城禁止等の注意看板が各所に設置されている。	
------	-----------------------------------	--

(イ)維持管理・運営施設等（案内施設以外）

主要な維持管理・運営施設等の現状は以下のとおりである。

表 7.2 維持管理・運営施設等の現状

施設名		現状
管理施設	木柵、柵（有刺鉄線）	来訪者の立入りを防止するための木柵、柵（有刺鉄線）が設置されている。
	犬山城管理事務所	鉄門跡に建てられており、管理事務所として活用されている。
	券売所	大手道に面して、杉の丸内に券売所が建てられている。
便益施設	天守前雨除けテント	天守正面に来訪者の靴脱ぎ場として仮設テントが設置されている。
	天守前階段	石で作られた階段が整備されている。
	売店	売店前に休憩スペースがあり、自販機等が設置されている。
	トイレ（本丸、松の丸）	本丸地区及び松の丸地区に1箇所ずつ整備されている。
	大手道の石畳、整備路	大手道には整備階段、石畳やコンクリート舗装等が整備されている。
活用施設	犬山城隅櫓兼茶室（永勝庵）	鉄砲櫓跡に建てられており、市の許可を得て使用することができる（有料）。
	投光器	夜間ライトアップ用の投光器（マルチハロゲン灯）で、計5箇所に設置されている。
防火・防災施設インフラ施設		各所に防犯装置、消火栓、ホース格納庫、放水銃、消火ポンプ室等が設置されている。
修景施設	土堀	犬山城前広場には、修景植栽等と合わせて土堀が設置されている。
公園・広場	犬山城前広場	かつて西御殿が所在していた場所が広場として整備されている。
	犬山丸の内緑地	都市公園として公園施設、修景植栽等が整備されている。
近代以降に付加された石垣・擁壁等	玉石練積、練石積	近代以降に築造された石垣で、土留め擁壁として各所で玉石練積、練石積が設置されている。
	コンクリート擁壁	城山外縁部（西麓）の土塁跡付近では、大手道から視認できる位置に土留めのためのコンクリート擁壁、コンクリートU字溝等が設置されている。

## イ 課題

## (ア)案内施設

- ・ 各遺構や石碑等についての説明板は充実しているが、史跡全体図（全体地図）を表示している案内板や、遺構等への方向を示す誘導案内板等がないため、来訪者への案内表示を充実させる必要がある。
- ・ 指定地内には宗教施設があり、それらの施設を通過して登城することができるため、本来の通路である大手道や犬山城の縄張りの形態が伝わりにくくなっている。
- ・ 全体説明板は、二か国語表示（一部三か国語）されているが、遺構の説明板等は日本語のみの表記となっている。
- ・ QRコードやAR機能等、端末を活用した説明板等は設置されていない。

## (イ)維持管理施設・運営施設等（案内施設以外）

各施設の整備に関わる課題は以下のとおりである。

表 7.3 維持管理・運営施設等の課題

施設名		課題
管理 施設	木柵、柵 （有刺鉄線）	・ 経年劣化箇所が確認でき、更新または代替施設を検討する必要がある。
	犬山城管理事務所	・ 建物が老朽化している。 ・ 史実に基づいた復元建造物ではない。
	券売所	・ 建物の老朽化が顕著であり、施設の更新等の検討を行う必要がある。
便益 施設	天守前雨除けテント	・ 老朽箇所が見られる他、天守及び史跡内の歴史的景観の阻害要因となっているため、撤去もしくは、景観に配慮した構造及びデザインへの更新等の検討を早期に行う必要がある。
	天守前階段	・ 絵図でも階段は確認できるが、現在の階段がいつ頃つくられたものかは不明。 ・ 階段に手すりが設置されていない。
	売店	・ 建物が老朽化している。 ・ 調理等のため火気を使用している。 ・ 史実に基づいた復元建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。
	トイレ （本丸、松の丸）	・ 本丸地区のトイレは、建物、設備とも老朽化しており、改修を検討する必要がある。
	大手道の石畳、 整備路	・ 老朽化している箇所がみられ、車椅子やベビーカー等の通行に支障がある。
活用 施設	犬山城隅櫓兼茶室（永勝庵）	・ 建物が老朽化している。 ・ 史実に基づいて復元された建造物ではなく、遺構の視認性及び顕在化の阻害要因となっている。
	投光器	・ 一部で老朽化している箇所がみられる。 ・ 投光色を変えることができない。
防火・防災施設 インフラ施設		・ 施設の設置位置等により、史跡の景観を阻害する要素となっているものがあり（本丸地区ホース格納庫等）、修景について検討する必要がある。

修景 施設	土堀	・ 歴史的景観に配慮されているものの、史実に基づいて復元されたものではない。
公園・広 場	犬山城前広場	・ 説明板等が設置されておらず、かつて西御殿が存在していたことが伝わりにくいため、説明板の設置や遺構表示等について検討が必要である。
	犬山丸の内 緑地	・ 公園施設及び設備の老朽化が進行している。 ・ 全体的に樹木が高木化し、鬱蒼としているため、天守への眺望が阻害されている。公園としての活用も十分ではない。
近代以降 に付加さ れた 石垣・擁 壁等	玉石練積、 練石積	・ 本丸七曲道付近は、治山工事による土留擁壁設置により地形が大きく改変され、原地形がわからなくなっている。 ・ 桐の丸及び松の丸は、神社の移転に伴い曲輪形状が大きく改変されており、廃城前の状況がわかりにくくなっている。
	コンクリート擁 壁	・ 史跡の歴史的景観を阻害しており、修景方法についての検討が必要である。

### 第3節 整備の方法と進め方

#### 1 保存のための整備

保存のための整備は、原則として発掘調査や史料調査の成果に基づき、現況把握及び適切な修復方法を検討した上で、修復整備等を実施するものとする。

##### (1) 歴史的建造物（天守、天守台）

- ・ 「第4章 第3節 天守の保存管理」に基づき、適切な保存整備（修理）を行う。

##### (2) 歴史的構造物

###### ア 石垣（曲輪石垣、櫓台石垣）

- ・ 石垣の変状が確認された箇所については、修復方法の検討を行う。修復については、解体修理だけでなく、変状の進行を抑制するための間詰石の補充等、多様な手法を検討する。
- ・ 崩落等の危険性がある等、来場者の安全性の確保が急がれる部分については、応急措置を講じた上で、不安定化の原因を把握するとともに、計画的な修復整備を行う。
- ・ 石垣の保存に影響を及ぼす樹木等は、伐採等の措置を計画的に講じる。

###### イ 礎石

- ・ 計画的に発掘調査を実施して本質的価値の把握に努め、破損、劣化が確認された場合は、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復整備を行う。

###### ウ 切岸、土塁、堀跡

- ・ 破損、劣化が確認された場合は、切岸、土塁、堀跡等の連続した地形や景観の維持に努めながら、発掘調査や史料調査の成果に基づいた修復整備を行う。
- ・ 急勾配や法面などで安全対策を図る必要がある場合には、地形の改変を極力避けるとともに表面の維持や緑化などの工法を施すことにより連続した景観を保全する。

**(3) 植生の整備**

- ・ 「第4章 第4節 植生管理」に基づき、適切な植生整備を行う。

**2 活用のための整備****(1) 遺構等の公開整備方法****ア 石垣、堀、切岸、土塁等**

- ・ 近世以前に築造された石垣については、一般公開範囲または指定地周辺からの見学が可能となるよう、樹木の整備や見学スペースの設定など、遺構の視認性を確保するための整備手法について検討する。
- ・ 城山外縁地区においては、遺構の保存に影響を与えない範囲での堆積物の除去等により、遺構の顕在化を図る。そのうえで、新たな観覧ルート等の整備や樹木の整備等、遺構の視認性を確保するための整備手法について検討する。

**イ 礎石・地下遺構等**

- ・ 発掘調査等により遺構の残存状況を確認したうえで、調査成果に基づいて遺構の公開整備手法を検討する。

**(2) 復元整備****ア 建造物の復元整備**

復元整備の検討に当たっては、まずは、指定地外に移築され、現存する門・櫓について調査を進め、建造物の原位置における礎石の残存状態等地下遺構の状況を把握した上で、復元整備が可能かどうかの検討を行うものとする。

また、復元整備の意義、現在の土地利用状況、史跡内の景観、利用上・安全上の課題等を総合的に判断した上で、整備を進めるものとする。

その他の建造物及び土塀等については、今後の史料調査、発掘調査により復元の根拠となる新たな情報が得られた場合には、復元または復元的整備の可能性を検討することとする。

なお、建造物の復元及び復元的整備にあたっては、史実に基づき木造によるものを想定するため、「国宝・重要文化財（建造物）等の防火対策ガイドライン」に則り、必要な防火対策を図るものとする。

**イ 縄張り（失われた石垣、堀跡、道跡等）の復元整備**

絵図及び古写真等の調査により、縄張りを構成する曲輪石垣や堀、道等の形状が廃城前と異なっている箇所は概ね把握されているが、原則として発掘調査等により遺構の残存状況及び地形の変状等を確認したうえで、これら遺構の復元整備についての検討を行うものとする。

**(3) 天守の整備方法****ア 計画条件の整理**

天守の整備に関連する法規や上位計画を以下のように示す。

文化財保護法： 法第4条により、文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存すると

もに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならないとされている。なお、現状変更が必要となった場合の手続き等については、第4章「保存管理」で取り扱う。

- 建築基準法： 法第3条第1項第1号により、国宝である天守は建築基準法の適用除外となる。ただし来訪者の安全性を確保するために、建築基準法と十分に照合し、満足できない内容に関しては、できる限り管理運営等ソフト面で対策を図る。
- 消防法： 消防法施行令別表第1の(17)項に規定される防火対象物である。活用によって防災設備の整備が必要になる場合は、消防等関係機関と協議の上で行う。(第5章 第3節2「天守の防火・防災対策」を参照)
- バリアフリー関係： 国宝は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の対象外である。

#### イ 入城管理施設の整備と正面外観の改善

天守の出入口にテントが設置されており、入城管理上の機能を果たしている一方、天守の景観を損なっている。テントが果たす機能を把握し、天守の景観に影響を与えないようにこれらの機能を移設する可能性とそれによって起こりうる問題を整理した。

表 7.4 テントの機能整理

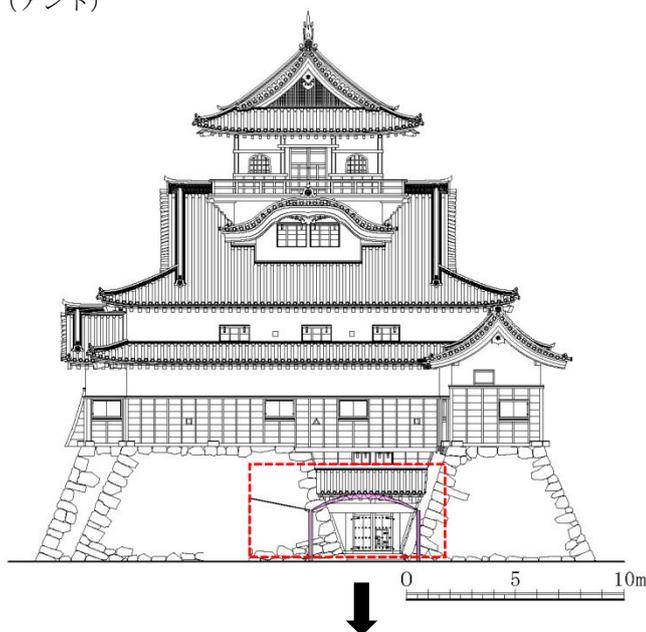
テントの機能	機能の移設	移設後の問題点
靴脱ぎ場	△ 天守から離れた場所	・ 来訪者の快適さ・利便性に不利（特に雨の日）
	△ 天守一階内部	・ 天守の保存管理に不利（天守内観と衛生への影響、天守一階までの養生等）
	× 機能廃止（天守内部で土足）	・ 天守の保存管理に不利（天守内の衛生への影響、天守内部が濡れる）
案内板の設置	○ 鉄門等	
出入口の防風	×	・ 来訪者の快適さに不利
出入口の防雨、傘立て置き場	×	・ 来訪者の快適さ・利便性に不利 ・ 天守の保存管理に不利（地階二階内部が濡れやすい、地下階に人溜まりができる）

以上のように、天守出入口側の内部空間（地下二階）が限られており、天守内の清潔、見学の快適さ（特に雨の日）を確保するために、出入口には入城管理施設が必要である。そのため、天守の景観、天守の保存管理と来訪者の快適性、利便性との間にバランスを取ることが最も現実的である。今後は以下に掲げた基本的な考え方に基づいて、犬山城管理委員会（専門部会）と文化庁の意見を聴取しながら改善策を考案する。

- 靴脱ぎ場、防風と防雨の機能を確保できる入城管理施設を新設あるいは更新する。施設はその可逆性を重視し、天守と周辺環境の保存管理と景観へ配慮した仕様、規模とデザインにする。検討例として、入城管理施設を更新し、靴脱ぎ場と防風防雨の機能を石垣前へ移動させる。出入口の可視化のために防雨屋根を最小限にし、来訪者が出入口の前ではなく、石垣前で靴を脱ぐようにする。

- ・ 平常時だけでなく、繁忙期や非常時等の動線や滞留等も考慮する。検討例として、入城管理施設を更新するときには不燃材を使用し、必要な防災設備の設置も検討する。また、スリッパ・ビニール袋を入れる箱、傘立て等が避難ルートの障害にならないように再配置する。

既存入城管理施設（テント）



入城管理施設を更新し、靴脱ぎ場と防風防雨の機能を石垣前へ移動。出入口前の防雨屋根を最小限にし、来訪者が出入口の前ではなく、石垣前で靴を脱ぐ。

入城管理施設更新新案（例）

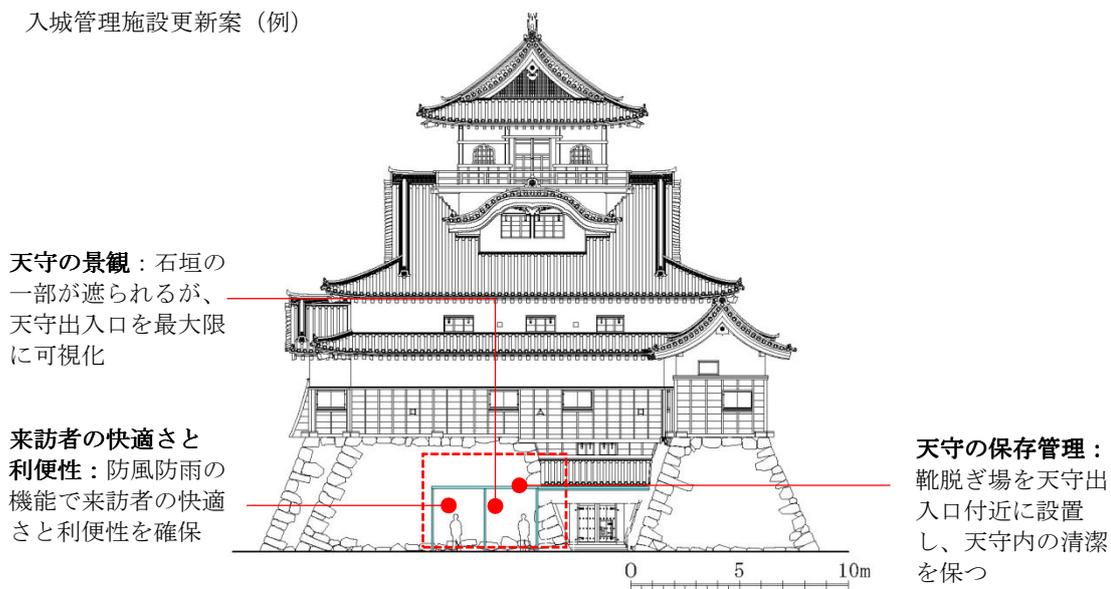


図 7.5 改善策の例

ウ 天守の電気設備の更新

電気設備の全面的な更新を検討する。検討の際には、必要に応じて専門家の意見を得るとともに以下の内容に重点を置く：

- ・ 来訪者の安全性と快適性を重視する。検討例として階段等での照明の検討が挙げられる。
- ・ 照明器具の仕様、施工性、部材への影響と将来の継続性を考慮する。検討例として軽量小型化、環境への配慮等が挙げられる。
- ・ 天守の文化財的価値を効果的に表す照明環境を目指す。検討例として、天守の内観の中でも、文化財的価値が顕著に表れている部分（柱の加工痕等）を正しく表現する。また、来訪者の動線と観覧位置等を考慮する。天守外部のライトアップ用の投光器についても、景観及び環境に配慮した設置位置、仕様等について検討し、状況に応じて投光色を変えることができるなど、効果的なライトアップが可能となるよう考慮する。
- ・ 天守の展示内容の更新等に対応可能なものとする。検討例として、展示のための適切な電気容量を確保し、コンセントの配置を検討する。展示物用の照明を導入する場合はその汎用性を重視し、展示内容が更新される度に照明の仕様と位置が変更できるようなものを優先する。
- ・ 照明器具の更新にあたっては、国宝天守の文化財的価値、史跡の本質的価値を阻害することのないよう、器具の意匠にも十分配慮する。

**(4) 諸施設の整備方法**

## ア 案内施設

- ・ 史跡全体を表示する案内板及び誘導案内板等の設置を検討し、来訪者の安全かつ円滑な移動を促す。
- ・ 公有地、民有地を含めて案内板等のデザインの統一化を図る。
- ・ 犬山城の縄張り構造をわかりやすく伝えるため、公開範囲の拡大を視野に入れ、各曲輪の解説を充実させるとともに、本来の通路である大手道から天守までの観覧ルートを周知する。
- ・ 外国人観光客を含めた来訪者の犬山城への理解を深めるため、端末を利用した多言語化やコンテンツの充実を図る。

## イ 維持管理・運営施設等（案内施設以外）

## (ア) 歴史的景観に配慮した施設整備

- ・ 遺構の視認性及び顕在化を阻害している犬山城隅櫓兼茶室、売店については、将来的な撤去に向けた検討を早期に行う。
- ・ その他の管理施設、便益施設としての建築物（犬山城管理事務所、券売所等）については、当面はこれまでどおり活用することとするが、歴史的経緯や必要性等を十分検証したうえで、改修・更新または移転・撤去等の取扱いの検討を行う。
- ・ 歴史的景観を阻害する要因となっている城山外縁部（西麓）のコンクリート擁壁等は、植栽等による表面の被覆等を検討する。

## (イ) 犬山城への理解を深めるための施設整備

- ・ 犬山城前広場として活用している西御殿跡等、往時の姿が伝わりにくい箇所については、案内施設の整備とともに、舗装や修景施設等による遺構の表示方法を検討する。
- ・ 追加指定候補地については、発掘調査等により遺構の残存状況を把握した上で、遺構の保存に影響を与えない範囲、手法による整備、便益施設等の設置について検討する。

## (ロ) 観覧環境の安全性・利便性に配慮した施設整備

- ・ 来訪者の安全性・利便性を確保するための柵や整備路等の施設及び防災施設・インフラ施設等については、定期的に劣化診断等の調査を実施し、劣化状況に応じて修繕・更新計画を策定した上で、計画的に修繕・更新等を実施する。
- ・ 歴史的景観に配慮しつつ、城前階段への手すりの設置を検討する。
- ・ 夜間ライトアップ用の投光器については、老朽化した機器の更新及び各視点場から天守への眺望景観を妨げない配置計画等を検討して、効果的な夜間景観の演出方法を検討する。